

木の目草の芽

木の目草の芽

2015年3月31日
公益社団法人
日本山岳会
自然保護委員会
TEL:03-3261-4433

年間購読料 1,000 円
申込 : 047-463-8721
syuaki@pony.ocn.ne.jp
郵便番号 00180-4-710688
加入者名 : 川口 章子

第115号 (目次)

- P.1 全国集会東京青梅で開催
富澤克禮
- P.2 尾瀬の植生の危機
椎名宏子
- P.4 「入域料」、「ナショナルトラスト」の法制化について
富澤克禮
- P.7 トレイルランニング大会等の
実施に関する環境省説明会報告
渡邊嘉也
- P.8 リニア中央新幹線について
考える
佐藤明穂
- P.12 活動記録

自然保護全国集会・東京青梅で開催

全国集会実行委員長 富澤 克禮

2015年の自然保護全国集会是、自然保護委員会が設立されて五十年を経過したことを記念して、東京多摩支部との共催で、東京の多摩地区の青梅市で開催されます。実行委員会も結成され、準備活動も本格化してきました。

日本山岳会の自然保護委員会は、1964年の設立です。当時の設立メンバーは、初代委員長は、松方三郎会長、委員には、渡辺公平、武田久吉、日高信六郎、深田久弥、足立源一郎、村井米子、藤島敏男等、錚々たる顔ぶれであり、更に、各支部長も委員に名を連ねており、並々ならぬ決意が感じられます。

設立の動機は、西穂高ロープウェイ計画（上高地側）、上高地スカイライン計画、富士山ロープウェイ計画等に対し、「一度失われた自然環境

を取り戻すことは不可能である」とのことです。

日本山岳会には、いくつかの委員会がありますが、全国各支部の委員との連携で全国的な規模で活動しているのは、自然保護委員会だけです。現在、百五十人近い会員が、全国各支部の自然保護委員として登録されて活躍しています。

毎年開催される「自然保護全国集会」は、各支部の活動状況の報告、各支部で起こっている問題の提起、意見の交換による相互啓発に加えて、全国の自然保護委員との懇親の実も大いに上がっている有意義な集会です。

なぜ、自然保護委員会だけが、全国組織になっているのか不思議な気がしていましたが、設立時に、「各支部長も委員になっていた」という

ことを知り、「これだ」と思い当たりました。

設立以来五十年間、この形を守り通してこれ、また、毎年、「自然保護全国集会」を開催してきたことはまさに「継続は力なり」です。

そんなことで、今年の自然保護全国集会是、テーマを「日本山岳会自然保護活動のこれからを考える」として、過去五十年の先人の活動の跡を辿り、今後の問題として、「これからどうしたら良いのか」を皆さんと一緒に考える集会にしたいと思っています。

フィールドスタディは、日本二百名山で東京湾に入る船の目印になったという「大岳山登山コース」、日本山岳会の森づくり活動の先達となつた高尾の森づくりの会の活動の場である「高尾の森見学コース」、復元により東京都で最初に里山保全地域に指定された「横澤入りコース」の三コースを設定しました。

東京・青梅（おうめ）でお会いしましょう。大勢の皆さんの参加をお待ちしております。

尾瀬の植生の危機

—シカ食害—

尾瀬を守る会 椎名 宏子

「尾瀬を守る会」（会長・大石正光）の構成団体は、福島県自然保護協会・尾瀬自然保護指導員福島県連絡協議会・全国山林保護ネットワーク・NPO法人尾瀬自然保護ネットワークの4団体です。「尾瀬を守る会」では継続的な尾瀬の自然観察より、シカの食害には強い危機感を抱いていました。

■シカ調査

構成メンバーであるNPO法人尾瀬自然保護ネットワークでは、尾瀬におけるシカの食害や湿原破壊の甚大な影響に鑑み、フィールドにおいてシカの確認調査を実行するため、2000年1月より、その準備を始めた。ライトセンサー法による夜間の頭数調査では、宇都宮大学小金沢正昭教授より技術的なご指導をいただき、約8年間にわたり尾瀬ヶ原を中心とした、シカの湿原侵入の実態調査を継続的に行いました。

一晩で104頭のシカを確認したことなども含め、その調査結果を報告書としてまとめることが出来ました。その後は、尾瀬高校の生徒さんに引き継がれています。2009年からは、3年間にわたり福島側の大江湿原におけるニッコウキスゲのシカ食害調査を開始。湿原の木道沿い18ヶ所に定点を設け、コードラット法による調査を継続しました。尾瀬自然保護ネットワークの調査報告書では「シカ侵入遮断柵の設置」を早急に行うことが提言されました。

■尾瀬フォーラム

2013年4月に「尾瀬を守る会」主催による『尾瀬フォーラム』を福島県郡山市で開催しました。当日の参加者に尾瀬のシカ状況を深くご理解いただくことを念頭に置き、パネラー、講師の依頼、会場の選定と手配またフォーラム開催の周知なども行いました。

当日は、福島大学 木村勝彦教授によるニッコウキスゲのシカ食害のご講話、桜枝岐村星光祥村長による自治体としてのシカ対策など、各層の方々より貴重なメッセージ

ジを聞くことができました。村長には、尾瀬自然保護ネットワークの活動拠点のひとつが、桜枝岐村御池地区であるという繋がりが、ご出席いただきました。自治体としてのご講演、パネラーとしての質疑応答を通じ、お話により傾けた、約120名には、当日のテーマである「これからの尾瀬を考える」際の大きな参考資料になったと思われまます。

2013年度（平成25年度）は、尾瀬の湿原攪乱が大きな問題となっていることから、尾瀬地域でも効果的な捕獲、被害防除対策を講じることになり、国立公園周辺地域も含めてシカ捕獲が実施されました。福島側では周辺地域も含め84頭、群馬側では217頭の捕獲が報告されています。

■シカ防除柵の設置

2014年雪が消える時期（5月下旬）より、福島側の大江湿原全体を囲うように、シカ侵入防止用ネットが林野庁（会津森林管理署）の元で設置されました。シカの食害から湿原植物を保護するためのものです。

距離約3.4 km、高さ2.0 m、網目サイズ15 cm×15 cm、既設の木道部分には、シカの嫌がるグレーチング※（長さ2 m程度）が敷設され、門扉を設けず、また柵は景観に配慮し湿原からは見えにくい林内を中心に設置されました。（※鋼材を格子状に組んだ溝蓋）

群馬側では、環境省により2008年〜2010年にかけて「シカ移動遮断柵」を大清水の奥鬼怒スパー林道沿いに、総延長5.2 kmの設置を行いました。また群馬県は「ニホンジカによる植生被害回復度調査」のため、尾瀬ヶ原の山の鼻植物研究見本園と中田代の竜宮十字路の湿原内にもシカの防除柵を設置しました。

この間全国規模でシカの急増に対し、公的機関は対応に苦慮、対策も後手に回った側面は否めないものの、尾瀬では「シカの湿原侵入禁止」の第一弾の対策がとられました。

私たちの活動が、尾瀬の花々の生育環境保全の一助になればとの思いと、また未来の人たちに自然豊かな尾瀬が残せるよう、引き続き尾瀬を注視していきます。



この文章は、尾瀬自然保護ネットワークの永島・大山両氏の協力を得たものです。自然を愛する皆様のご協力の下、防護柵は設置されました。これから維持・管理にも資金もかかると思われます。微弱な事しかできませんが尾瀬を守る会として再び、大江湿原が黄色に染まり、登山者の歓声が聞ける日を、望みます。

写真.. 設置された大江湿原入口付近の「シカ侵入防止柵」と「グレーチング」（2014年7月19日 大山昌克氏撮影）

「入域料」、「ナショナル・トラスト活動」

の法定化について

富澤 克禮

国立公園や名勝地などの自然環境を保全するため、地方自治体が登山者や観光客から入域料を徴収出来るようにする法律が、可決成立した。これは、利用者負担を求めることに法的根拠を与えることで、不足しがちな遊歩道整備、トイレ設置などの維持管理費を確保することが狙いである。また、この法律では、自治体が、広く寄付を募り保全する土地を買取り維持管理する「トラスト活動」を促進するための基金をもうけることができることも定められている。

◆わが国における入域料の現状

わが国では、入山料、協力金、手数料等の名目で、自然地域に立ち入る際に支払う料金（以下「入域料」という。）を徴収している地域は利用調整地区制度の西大台地区、知床五湖の手数料の徴収の例を含めても、十例にもならず、極めて少ない。また、入域料は百円〜千円という金額が相場になっており、海外の事例に比べると廉価な設定になっている。海外では、オーバークース状態にある利用者を適正水準にまで抑制するために入域料を高

めに設定していることが背景にあると考えられる。

海外では、入域料の徴収が一般的ということとを聞くにつけ、わが国の山の環境対策、安全対策が財政的な理由から、まだまだ充分でない現状を知るにつけ、問題意識を感じざるを得ない。

「富士入山料 徴収除し」との見出しで昨年八月二十七日の朝日新聞の夕刊が報じている。これによると、入山料は、環境保全と登山者の安全対策を目的に静岡、山梨両県が提唱、平成二十五年夏に試行、登山者の七割が協力してくれ、好感触が得られたことから、平成二十六年の夏から、「富士山保全協力金」として富士山を登る人に任意で一人千円の支払いを求めているが、この夏の協力者は、前年の実験の68%を下回り56%に減少、目標額に届かないようだ。原因としては、①ツアー客が一人ずつ払うのは時間がかかるし、外国人は入山料をほとんど知らない。②使い道が示せていない等の指摘がなされている。なお、富士山でのオーバークース状態を適正水準にまで抑制するためには、七千円の入山料が必要との試算がある。

また、屋久島では、二〇〇八年に導入した

「屋久島山岳部保全募金」（一口五〇〇円）の集まりが低調で、山岳トイレのし尿処理費不足が慢性化しているという現実もある。

◆入域料支払いに対する登山者の意識

われわれ日本山岳会 自然保護委員会が、二〇〇八年三月、日本山岳会会員全員（五五三人）を対象に行ったアンケート「山の環境問題に関する意識調査」回答者数一千九二二人（回答率35%）の中で、登山の大衆化に伴うオーバークース問題の解決策として「有名山域での入山料徴収についてどう思うか」を聞いている。それによると、

- ・有力な手段として積極的に検討すべき：39%
- ・他に有効な手段がなければやむを得ない：37%

あわせて76%となり、入山料徴収は好ましくない：23%を大きく上回っており日本山岳会の会員の意識については、一定の方向性を出ているものと思われる。

◆入域料等の法定化について

冒頭に述べた入域料を徴収できるようにする法律、「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律」が、議員立法として提出され平成二十六年六

月十八日に参議院本会議で賛成多数により可決・成立し、同月二十五日に公布された。この法律は、十四条と三条の附則からなる短いものである。

●法案提出の背景について

環境委員会調査室 中野かおり氏のこの法律の紹介文「入域料、ナショナル・トラスト活動の法制化」から一部抜粋し紹介する。

①自然環境をめぐる現状

近年の利用者数の増加に伴うオーバーユース等により、植生の踏み荒らしや不適切なし尿の処理等が問題となり、各地域で自然環境への悪影響が懸念されている。こうした問題への対応については、各地域で状況が異なることや、国の財政面でも限界があることから、これまで地域の主導により、自然環境の保全に向けた取組が行われてきた。その代表的な取組として、次の「入域料の導入」と「ナショナル・トラスト活動」がある。

②入域料の導入

自然環境の保全及び持続可能な利用の推進のためには、ごみやし尿の処理施設、植生の踏み荒らしを防ぐ柵、歩道等の整備が必要になるが、こうした環境対策や安全対策を実施する費用について、「汚染者負担の原則」又は

「受益者負担の原則」の考えの下、利用者に対して負担を求める取組を行っている地域がある。一般的には、こうした利用者負担については、入山料、入園料等と言われているが、本法では、「入域料」と定義している。国内での入域料の導入事例は、数例であり、その名称、対象、金額、使途、徴収根拠等は様々である。

③ナショナル・トラスト活動

ナショナル・トラスト活動は、良好な自然環境を国民又は地域の財産として保全していくことを目的として、寄附金等を募って土地の取得を行い、その土地を維持管理する仕組みをいう。

十九世紀末のイギリスが発祥の地であるが、日本においては、一九六四年に鎌倉で古都の景観を宅地造成から守ろうと、地元住民が財団法人を結成して土地を買い上げた事案が最初の例だと言われている。一九七七年には「知床で夢を買いませんか」というキャッチフレーズの下、知床の土地を買い上げるために全国から寄附を募った「しれとこ二百方メートル運動」が起こり、ナショナル・トラスト活動の意義が全国に普及する契機となった。

その後、和歌山県の天神崎、北海道の釧路

湿原、埼玉県の狭山丘陵のトトロの森など各地でナショナルトラスト活動が展開されるようになり、現在五十以上の団体が活動している。

◆この法律の目的、概要

この法律は、「入域料」や「ナショナル・トラスト活動」などの取組の推進を図るために起草されたものである。その目的は、国立公園、国定公園等の自然環境を保全し、及び持続可能な利用を推進するためには、公的資金を用いた取組に加えて、利用者による負担（**入域料**）、民間団体等が寄附金を募って行う土地の取得・管理（**自然環境トラスト活動**）など民間資金を用いた地域の自発的な取組を推進することである。

この法律は議員立法のため、省庁間の細かい調整等がおこなわれておらず「基本方針」の策定の具体的な内容の肉付けはこれからである。

●基本方針の策定

基本的なスキームとして、これから環境大臣及び文部科学大臣は、農林水産大臣、国土交通大臣等と協議して自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する「基本方針」を定める作業が必要である。この「基本方針」

に何が盛り込まれるかが重要な問題である。

●地域計画の作成

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して「基本方針」に基づき「地域計画」を作成することができる。また、都道府県等は、地域計画の作成に関する協議及び地域計画の実施に係る連絡調整を行うための「協議会」を組織することができる。と定めている。

地域計画の実施にあたっては、環境大臣等の協議・同意を経た地域計画に従って行うものについては、自然公園法等の許可等を不要とする特例を設けている。

●施行期日

公布の日（平成二十六年六月二十五日）から起算して1年を超えない範囲の政令で定める日である。

◆まとめ

今迄、個人、自治体がバラバラに動いていたために、環境対策や安全対策を実施する費用の調達等の財政的な問題の解決及びオーバーユース状態にある利用者を適正水準にまで抑制するための問題の解決に有効な方向性が見いだせなかった。そんな時、入域料について、国がこのような法律で一定の方向性を示したことは、大いに評価できる。

ただ、内容、手続き等が、複雑で難しい為に、この法律を利用しての、入域料の設定やナショナル・トラスト活動の進展が少ないのではないかとということが憂慮される。さらに、最も重要なことは、入域料の使途及び収支を明確にして登山者等に周知徹底させることである。これなくしては、登山者の協力は得られないであろう。

また、この文章をまとめるにあたって、法律を読んでいると、第十二条（土地の取得）に目が止まった。

「国及び都道府県は、地域自然資産区域内の土地が、国立公園の区域内に含まれるものである等の理由により、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で特に重要であると認めるときは、当該土地を取得するよう努めるものとする。」とある。

山岳7団体の自然保護担当者の集まりである「山岳団体自然環境連絡会」が、東京電力の福島原子力発電所の事故による経営破綻をうけて、平成二十四年四月二日に、「尾瀬国立公園の自然環境・生態系保全を継続的・安定的に行うための意見書」を環境大臣宛てに提出、その中で、意見として「尾瀬の土地の国有化」、「国の主導的管理について」を要請し

ている。環境省との懇談会の席では、「尾瀬の土地の国有化」については、必ずしも、前向きな考え方を聞かせてもらえていない。この法律の成立によつて、「尾瀬の土地の国有化」の道が開けたという理解でよろしいのでしょうか？（自然保護委員）



2014年8月27日

朝日新聞夕刊

「トレイルランニング大会等の実施」 に関する環境省説明会報告

環境省国立公園課により、「国立公園内におけるトレイルランニング大会等の取扱い(概要)」について、策定の背景、事実関係、基本的な考え方、取扱い方針などを平成27年2月15日及び17日の2回(各々100人定員)行われたので報告します。出席者は、山岳団体、野鳥の会、山小屋、地方自治体自然環境関係者など。

(以下、環境省国立公園課配布資料の抜粋と要約)

● 策定の背景・目的

多人数で競争するトレイルランニング(以下「トレラン」)大会を開催することによる登山道とその周辺の自然環境への影響や利用者の安全を妨げる懸念があるので、大会の取扱いをとりまとめ、自然環境の保全及び快適な公園利用環境の確保を図る。

● 事実関係など

国立公園内の歩道(登山道)は、地域特性に応じた徒歩利用目的で維持管理されており、トレラン大会等の集中的な走行利用を想定していない。公園利用者との接触事故、静穏の妨げ、混雑などが懸念されているが、統一的な指針が

無いため、関係者同士の軋轢が生じることがある。

● 取扱いの基本的な考え方

国立公園内で行われる大会を対象とし、地方事務所です認可をする。さらに都道府県も国立公園や都道府県立公園の中で開催される大会取扱いの参考とする。

● 大会等のルートや期間などの指導

コース設定に関しては、国立公園の中で特別保護地区及び第1種特別地域は原則回避、湿原や泥濘が多く存在する湿潤な環境、高山植物群落などのある自然環境の場所、歩道(登山道など)の複線化や拡幅が懸念される場所ではコース設定しない。

● 開催への配慮事項

- ・他の利用者(登山者等)が多い路線や混雑期を回避する。
- ・他の利用者への留意事項をウェブ等で十分に周知する。

- ・退会主催者、参加者及び応援者が遵守すべきルールを設定し、利用者の安全性及び快適性を確保する。

● モニタリングと現状の回復の実施

開催による自然環境等への影響のモニタリングを大会主催者により実施する(事前事後の写真等により影響を評価するなど)、環境の改変

が確認された場合は、大会主催者は原状回復を行う。

(自然保護委員 渡邊嘉也)

【購読料のお願い】

● 本紙を購読されている方は、来年度(四月～三月)の年間購読料として1千円を「郵便振替用紙」または「郵券」でお送り頂きたいと思っております。

(郵便振替用紙は次号に同封します)

【カンパのお願い】

● 購読者以外の方(理事、支部長、支部事務局長、自然保護協力委員、支部自然保護委員、贈呈者等)で送料等のカンパにご協力頂ける方は、「郵便振替」または「郵券」でお送り頂きたいと思っております。

● 送り先

・郵便振替

00180・4・710688

加入者名 川口章子

・住所

〒274・0063

船橋市習志野台4・43・1・102

川口章子

リニア中央新幹線について考える

— 現地・長野県大鹿村から —

長野県下伊那郡大鹿村 佐藤 明穂

昨年10月の国土交通省による東海旅客鉄道株式会社（以下、JR東海と略す）のリニア中央新幹線建設への許認可以降、同社は着々と建設作業開始に向けての準備を進めている。2月には釜沢地区（大鹿村最奥の集落で、南アルプスを貫通するトンネルの長野県側の掘削口にほど近い）で住民に連絡直後から水平ボーリング調査が始まった。同地区では2008年にも同様の調査が24時間操業で行われており、その騒音や「光」害に耐えかねて他地区に移り住んだ一家もある。今後、JR東海は建設用地の取得、住民への工事説明会などを経て、今秋にも本格的に着工する予定である。静かなこの地も「静かだった…」といわれるようになり、10年超にわたって大草原地区の大半が工事プラントの現場となる。

1. リニアは本当に必要か

今の私たちにとって重要なことは、将来にわたっていかに自然環境に対する負荷を減らし共存していくかに尽きる。昨今の異常気象、地球温暖化といわれる現象も元々ただせば人間社会の生産活動拡大がその原因ともいわれる。翻って、日本政府や所轄官庁は原子力発電を重要なベースロード電源と位置づけ、再生可能エネルギーを優遇するとした政策を早くも転換している。福島における大災害の後始末も核廃棄物の最終的な処理方法も確立しないままにである。今さえよければよいのではない。「今だけ…」というのは今を生きる者のエゴである。現代のツケは将来に回してはならないと切実に思う。

ここではリニアの抱える問題を取り上げる。

◇ルートの選定

2010年10月20日、国土交通省のある審議会（交通政策審議会 陸上交通分科会 鉄道部会 中央新幹線小委員会審議会・家田仁（東京大学教授）小委員会委員長）で、南アルプスを貫通するトンネル構想に関して「環境面（重視だけ）からルートの選定はできない（しない）」との結論が出される。さらに12月15日、「南アルプスにトンネルを掘っても構わない」とする内容の中間取りまとめ案を公表する。2007年のJR東海によるリニア中央新幹線計画発表を受けてのものだが、この会議では国立公園指定区域の拡張やそれとの整合性については何らの審議もなされていない。

◇リニアの選択

ちなみに、この小委員会では環境保全の見地より一般からの意見（パブリックコメント）募集を3回実施している。答申直前の最終公募の集計結果は総数888、うち反対もしくは再検討が648、推進賛成が16であったにもかかわらず、家田委員長は「批判は答申を覆すほどのものではない」と大多数の意見を無視して答申を急いだ。

さらに2012年5月12日、同委員長から国土交通大臣に提出された答申（一部）で「在来新幹線は安全性、信頼性、省エネ性、

速達性、ネットワーク性、定時性、建設費用等の点では優れているが、リニアの方が高速性の点で優れているので、リニアが適当である」と結論づけている。審議会では、「在来新幹線とリニア新幹線との比較検討が一切行われなかったにもかかわらずだ。最初から結論ありき。真に重要なことが時間をかけて議論されたのか大いに疑問がある。

◇全国新幹線鉄道整備法（全幹法）との

整合性

この法律に基づく許認可を受けてはいるものの、同法では大都市（東京など）と全国の中核都市を結ぶのが本来の趣旨だがリニアは全く異なる。大都市間を結ぶだけはその機能である。当初は中間駅設置の予定すらなかった。全幹法適用はJR東海が地方自治体による土地の強制収用目当てに意図したとも考えられる。他方で、同社は許認可当初から「JR東海単独での建設」を言い続けている。これは全幹法の適用とは相容れない。つまり土地収用などに関して

は公権力の力がほしい、されど経営に関わることには口出ししないしてほしいという極めて虫のよい話なのだ。

◇リニア建設費用とJR東海の経営

一昨年9月、当時の山田社長が「リニア単独ではペイしない」と述べたように、リニア中央新幹線の建設費はきわめて高額である。東京―名古屋間の建設費が5兆4300億円、これにはあとで追加した中間駅の設置費用など付帯設備の費用は入っていない。南アルプスを貫通させるトンネル工事は破砕帯の通過も含め、難工事が予測されている。建設費用の増加などは、当然JR東海の経営を圧迫する。本音を言えば、JR東海自身もどの段階で公金が投入されるか（してもらえるか）が当面の関心事であるともいえよう。公金はすなわち国民の税金である。誰も望みもしないものに税金が勝手に使われるなど、許されてもよいものだろうか。

◇リニアの動力源―原発との関係

リニアの技術（超電導）は、安定的かつ多量に供給される（原発による）電力と裏

腹の関係にある。これなくしては成立しない。先ごろ東京電力と中部電力のJVによる火力発電所建設の計画が公表されたが、これはリニア対策との見方もあるものの一時的なものに過ぎない。すでに新潟県柏崎（柏崎刈羽原発）から山梨県大月（リニア実験線）までの高圧鉄塔Ⅱ送電線などがあるように、あくまでも原発による電力を使用することが「前提」なのである。

◇リニアの必要性に対する矛盾

JR東海は、リニア中央新幹線建設の必要性を現在の新幹線の輸送力が限界であることや災害時の代替路線としての役割を強調する。しかし、輸送力に関しては特定の時期を除いて50～60%の座席占有率であるためにとっても「飽和状態」とはいえない。これから人口が減少すれば、新幹線をおもに利用する生産年齢人口も大幅に減少する。また、既存の新幹線と限られたバイ（乗客）の奪い合いがあるにもかかわらず建設の必要性があるのか。加えて、現在の技術では営業に支障をきたさないように新幹線を補修・修繕することは充分可能である。さらに東日本大震災の経験でも明らかのように、

災害時に有効なのは物資の輸送路をいかに確保するかであり、それにはリニアはまったく役に立たない。他路線との互換性がないことなども含め、今建設する必要性はまったくない。

◇電磁波の問題

(ここでは高圧線と車輛自体に限定)

電磁波については当該の環境影響評価の対象とはなっていない。評価書ではリニア中央新幹線の発するものは国際非電離放射線防護委員会 (ICNIRP) が示したガイドライン2000ミリガウス以下であり、磁界による健康への影響はないとしか説明されていない。従来は、WHOの勧告に従って経済産業省が1000ミリガウスを規制値にする予定であった。だが、この ICNIRP の改訂に沿って2011年3月に原子力・安全保安院が2000ミリガウスを規制値として同年10月に施行した。一方、国土交通省がリニア中央新幹線計画に許可を出したのがこの年の5月である。これはリニア新幹線の周囲(線路脇6㍎、線路下8㍎の範囲)についてのみだけで、客室内の水準がどうなのかの説明は一切ない。また、電

力供給源である高圧鉄塔が発する巨大な電磁波のことも何ひとつ触れられていない(この件に関して、JR東海は電力会社と協議するとしか述べていない)。実際、山梨県の実験線付近では柿の木の生った木に鳥が寄り付かなくなったなどの話もある。私自身も高圧鉄塔から発する唸りのような「音」を聞いている。

◇スピードだけ……

それ以外は危険性の高いリニア

リニア唯一の優位性、最高で時速500^キ超ともいわれるスピードだが、はたして今このようなものが必要なのだろうか。そこだけが速くとも前後のアクセスに時間がかかるのであれば、輸送力として必ずしも優位性は持たない。であれば既存の新幹線を拡充させた方が経済的合理性は高い。技術力の追求もそれは一部の人たちのエゴではないのか。そういったものよりも今何よりも求められるのはバランス感覚、具体的には自然環境との調和である。リニアはあまりにも「対価」が高すぎる。リモートコントロールによる運転や約8%ものトンネル(東京―名古屋間)、近い将来起こると

いわれる東南海トラフを震源とする巨大地震の対策地域(震度6程度以上)に路線の一部がかかっている。ここには糸魚川静岡構造線(フォッサマグナ)や中央構造線も通っている。高速走行中、トンネルの横切る断層がたとえ50cmでもズレたら……結果は明白だろう。山中深いトンネルでもしものことが起きたら、あとは地上まで自身の足で出てくるしかない。外の景色などは望むべくもない。誰がこのような危険な乗り物を望むのだろうか。

2. 大鹿村とリニア

◇大鹿村

私の住む長野県下伊那郡大鹿村は人口約1100人、高齢者率が半数を超える村である。大河原集落を流れる小渋川の奥には赤石岳がそびえており、この東側は静岡県の大井川源流域である。大鹿村は地芝居の大鹿歌舞伎でも有名で、原田芳雄の遺作となった映画「大鹿村騒動記」のロケ地としても知られる。1892年8月下旬にはウエストンがここから赤石岳に登っている(2012年、「ウエストン顕彰碑」が村民有志により建立)。南アルプスをはじめとす

る山々に抱かれた静かな村である。

◇JR東海からの計画発表・報告

2013年のJR東海のルート公表後、同年10月に行われた同社による村での準備書説明会（2回）には住民を中心に260人あまりが参加した。ここでは準備書の内容に関する説明と質疑応答が行われた。

準備書では「工事による影響は生じない」「影響はあっても小さい」などの記述が目立ち、工事による環境へのダメージ（すなわちトンネル掘削による地質や河川・湧水、工事区域周辺での在来動植物、景観などへの影響）および私たちの生活環境の変化などの記載はほとんどなかった。これが意味するのは、JR東海が環境には配慮しないで工事を進めるということだ。工事の概要として、大鹿村は南アルプスを貫くトンネル（距離約23km、主稜線・小河内岳2802mの南側を通過）の長野県側の坑口として、小渋川部分は地上（橋梁）で通過、中央構造線や伊那山地は再びトンネルで通過、天竜川に至る計画である。工期は10年以上に渡り、村内での坑口は計4本、変電施設の建設も予定されている。掘削で発生する土砂は最盛期には1日当たり工事車輛（おも

に大型ダンプ）1700台超と見積もられている（1日8時間の通行として約17秒に1台の走行）。

◇住民の反応・JR東海の問題点

まさに住民にとって衝撃的な内容であった。JR東海としては住民からの反対が予想されることもあつてか、当日の会場では質問者が多数いたにもかかわらず途中で質疑を打ち切るなど、その対応には多くの問題があつた。私も参加したが、担当者の「住民の理解を得ながら」との発言とは裏腹に、とにかく「2027年開業ありき」の姿勢ばかりが目立ち、結果として住民の理解を得る対応とは程遠いものであつた。

◇環境影響評価書による説明会

翌2014年11月10日、JR東海による環境影響評価書に基づく説明会（環境影響評価法による最終報告書。国土交通省による許認可以降、当地で開かれた最初の説明会）が行われた。開催形式は前年に行われた環境影響評価準備書によるもの時と同様、スライドによる説明・報告のあと住民との質疑応答が行われる形式である。た

だ異なつたのは、今回は質問者多数であつたにもかかわらず予定時間で強引に終わらせたのに対し、今回は時間を大幅に超過する3時間30分（うち質疑応答が2時間30分ほど）の開催となつたことだ。これはJR東海側の配慮というよりは、住民にとつてきわめて関心の高い問題であつたからにほかならない。この席で、JR東海の沢田担当部長は「住民の理解・同意が得られなければ建設に着手しない」と明言している。この村全体での説明会ののち、12月初旬にかけて各地区住民への説明会も同様に開かれたが、この時は出席がその地区の関係者に限定され、報道機関の参加もシャットアウトされた。ただ、全体と関連する地区の説明会計3ヶ所に出席した私の印象からすると、JR東海の姿勢には前年と何ら変化が感じられなかつた。あくまでも2027年開業に向けて住民に理解を求める姿勢ばかりが目立った。また、この問題に対する村当局の動き（住民に対する情報伝達）も鈍いものであつた。

この11月10日の説明会は内外で大きな反響を呼び、地元紙でも社説で大きく取り上げているので、次に引用する。

『大鹿村とリニア』

平行線だった。

J R 東海が今月、下伊那郡大鹿村で開いたリニア中央新幹線の事業説明会。人口 1100 人の村で、300 人近くが出席していた。工事への理解を求める J R に対し、住民からは「風景は一度失ったら取り戻せない」「J R の利益の裏返しが村の犠牲だ」という根本的な反論が相次いだ。

大鹿村は今のままでいい。そう訴える若い世代が多かったことが印象に残った。

リニアの路線は村の南部を東西に通る。残土を運び出すための作業用トンネル坑口を 4 カ所設け、変電施設を作り、小渋川の上流に橋を架ける。最大で 1 日 1700 台余の大きな工事用車両が生活道路を走る。暮らしや観光業への影響は避けられない。

J R が工事概要を説明した後の質疑応答は 2 時間半に及んだ。「所得は少ないが、村民は豊かな自然の中で生きている」「手を付けなければ山は壊れない。水が枯れることも、生命が失われることもない」。質問というより訴えに近い発言が続いた。

J R 側は「切実な心配を受け止め、少しでも解消したい」と返すのがやっと。「地元理解と同意がなければ着工できない」と何度も繰り返した。村は以前から、小渋川の橋を地中化するように求めている。が、J R は説明会でも「工事の難度が増す」として受け入れなかった。環境保全協定の締結については「考えていない」と回答。変電施設の送電線を地中化する要望に関しては、何の説明もなかった。最低限と言っていい条件すら聞き入れられないことが、J R に対する住民の不信を高めているのだろう。出席者からは「一方的だ」と憤る声が上がった。 (中略)

「リニアの夢」が始まったのは半世紀も前だ。国を挙げて成長を追い求めた 50 年は村にとり、若者が都会に流れ、離農が進み、集落が疲弊した年月だった。

大鹿村の人口の 3 割を I ターン者が占める。3・11 後に U ターンしてきた若者もいるという。昔に戻るのではなく、それぞれができる仕事を探し、自然や文化を共有しながら緩やかに結び付く。新しい価値観の芽が、この村で育ちつつあるように感じられた。

「理解と同意」を得るとした J R 東海は、大鹿村とどう向き合うのか。若い世代が見つめる未来をないがしろにはできない。

〈信濃毎日新聞 2014 年 11 月 23 日付『社説』より抜粋〉

3. リニアと自然環境・住民との共存は不可能

昨年6月に南アルプスがユネスコのエコパークに認定されたが、リニア建設はトンネル工事をはじめとして自然環境や住民の生活環境にも多大な影響を与える。前回の拙稿でも指摘したように、このことがはたして「持続可能な自然の利用」なのか大いに疑問である。すなわち、環境教育やエコツーリズム、自然環境との調和といったものとは相反する。JR東海は「工事は移行地域で行われるので問題はない」と重ねて主張しているが根拠は全く明らかにしていない。核心部分はトンネルで通過するからよいか。地下トンネルは、手つかずの自然が守られているという自然遺産の完全性を失う恐れがあるとの指摘（日本自然保護協会代表理事・吉田 正人氏）もある。いくらか法律（環境影響評価法）に基づいた許認可を受けているとはいえ、これはあくまでも建設のための便宜上のものである。アセスメントに係る調査対象や地点、期間などもきわめて限られたものであり、結論ありきの誹りは免れない。自然環境に優れた南アルプスをトンネルで通過させようとい

う無謀な計画、ここから発生する膨大な量の掘削土をどのように安全に置くかすらも、現在公表されている計画からはまったく不明だ。この地質の中には小日陰銅山（戦争により閉山）があったことにより、環境汚染物質が存在する危険性も指摘されている。今後、大鹿村釜沢で行われようとしている土砂の（仮）置き場からも推測されるように、JR東海はとにかくどこか経費のからなるところにおければよい、安全性などは二の次との姿勢が見て取れる。たとえ住民のいる下流域で土石流の心配があってもだ。結果として甚大な環境破壊を引き起こしかねない。形式上はともかく、JR東海のやり方は自然環境や住民軽視も甚だしい。公企業にあるまじき体質を露見させている。本来ならば2027年開業にあくまでも固執するのではなく、十二分な住民を含む環境調査を実施し、少なくとも両者が納得の上で進めるべき問題である（それでも、私はリニア中央新幹線の建設には同意しない）。

（日本山岳会員）



写真・大鹿村ウエストン顕彰碑
「赤石岳の美しさと素朴で親切な村民を世界に紹介してくれたウエストン師のために」と刻まれている。

◇自然保護委員会の活動記録◇

〈一月度〉

①山岳団体自然環境連絡会・1月22日(木) 出

席者：富澤、武藤

・各団体の報告

・「山の野生鳥獣目撃レポート」のパンフレットの改訂版を作成予定。

②埼玉支部主催、第4回「埼玉の自然を知ろう！」シンポジウム(2015年1月15日

(木)、於：浦和コミュニケーションセンター)に一部の委員が参加。

③自然保護委員会 1月26日(月)

・2015年度自然保護全国集会について

・次回自然保護全国集会是、東京多摩支部との共催となった。

・『木の目草の芽』115号について

・自然保護委員会講演会(平成26年度に起きた我が国の火山噴火に学ぶ)について

※『木の目草の芽』113号・114号発行

〈二月度〉

①全国集会実行委員会(第1回)：2月13日(金)

出席者：富澤、河野、川口、西谷、近藤、武藤、土井

・会場下見の報告。

・プログラム、フィールドスタディのコース、会費等の原案を作成。

②自然保護委員会 2月23日(月)

・理事会報告

・2015年度「事業計画」ならびに「委員会予算」について

・環境省自然環境局国立公園課主催、「国立公園内におけるトレイルランニング大会等の取扱いに関する説明会(於：新宿御苑インフォメーションセンター、2月15日)の報告

・山のECHO主催、「自然地域トイレ屎尿処理技術セミナーおよび技術説明会(於：日本環境整備教育センター、2月19日)の報告

・「入山者ルール策定セミナー」の案内

・次期委員長について

・川口委員が次期委員長に選任された。

・2015年度自然保護全国集会(東京多摩)について

・第1回実行委員会(2月13日)決定事項の報告

・プログラム、フィールドスタディのコース、会費等を協議した。

・『木の目草の芽』について

・自然保護委員会講演会(平成26年度に起きた我が国の火山噴火に学ぶ)について

■訂正とお詫び

『木の目草の芽』114号12ページ「自然保護委員会の活動記録」の1段目20行目に、「静岡支部・宮崎支部などの報告」と記載されていますが、正しくは「静岡支部・宮城支部などの報告」です。訂正してお詫び申し上げます。

〈編集後記〉

■尾瀬を守る会の椎名宏子さんと大鹿村の会員、佐藤明穂さんがご寄稿くださいました。溢れる数々の情報に紛れて見えにくくなりがちな事実をつぶさに語ってくださいました声を、多くの方へ正確に大切にお伝えすることが、この紙面の重要な役目と 생각합니다。

■卒業シーズンにふと一曲の歌を思い出しました。『肩に食い込むザックに耐えて／君の足あと辿って行った／あの日のあの山忘れるもんか／登山シューズがそつとよけた／あの日のあの花忘れはしない』

うる覚えだったので調べてみたら「ゴールめざして」という唱歌でした。草花をよけることばかり考えていたら足元がおぼつかなくなつて身の危険にさらされる、ということもあるでしょう。でもやはり私はこの歌のようにできるかぎり自分自身よりも足元の花に意識を向けて、それをそつとよける登山者であり続けたいと思います。花を認識できる程度のペースで。走るのではなく。元川